（根拠法令）地§２０－２

公告第　１　号　　**公示送達書**

公　　示

下記の書類は送達を受けるべき者の所在が不明であるから、地方税法第２０条の２の規定により公告します。

この書類は当所において保管しておりますから、送達を受けるべき者の申出があればいつでも交付します。

令和８年 10 月 29 日

兵庫県丹波県民局長
（丹波県税事務所）

記

書類の根拠法令	送達を受けるべき者の氏名	備　　考
地方税法第 158 条第２項	岸口　新志	
地方税法第 158 条第２項	株式会社　ソレイユ	
地方税法第 158 条第２項	SABOU　MIRCEA	

（税 21000）